

平成19年分確定申告にかかるとなる改正点

今年度（平成19年度）に実施された税源移譲により、平成19年から私たちの税金が大きく変わりました。これまで税源移譲に伴う改正や新設された特例等についてお知らせを行ってまいりました。今回は改正された税制事項のうち、平成19年分の確定申告に関係する改正点をお知らせします。

損害保険料控除の廃止および地震保険料控除の創設

従来の損害保険料控除が廃止され、地震に起因する火災等による居住用家屋や生活用動産に対する損害を補償することを目的とした保険契約等の保険料等を支払った場合、地震保険料等の金額の一定額を控除する制度が新たに創設されます。

また、平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）には、これまでの損害保険料控除を適用する経過措置が設けられま

す。
なお、短期損害保険料控除は、廃止になりました。

地震保険料控除の概要

種類	控除対象額	限度額	適用時期
所得税	払込保険料の全額	最高5万円	平成19年分以後の所得税について適用
住民税	払込保険料の1/2	最高2万5千円	平成20年度分以後の個人住民税について適用

〔経過措置〕

保険期間が10年以上の満期返戻金が支払われる長期損害保険契約で、平成18年12月31日以前の保険始期のものについては、下表のとおり損害保険料控除の対象となります。

種類	控除対象額		限度額
所得税	払込保険料	1万円以下	全額
		1万円超2万円以下	支払保険料の1/2 + 5千円
		2万円超	1万5千円
住民税	払込保険料	5千円以下	支払保険料の1/2 + 2千5百円
		5千円超1万5千円以下	支払保険料の1/2 + 2千5百円
		1万5千円超	1万円

※地震保険料控除とあわせて適用する場合は、地震保険料控除の限度額が限度となります。また、損害保険料控除の経過措置と地震保険料控除両方の対象となる一つの保険契約は、どちらか一方の控除しか受けられません。契約内容に変更が生じた時点から控除対象外となる場合があります。



税源移譲

住民税の老年者非課税措置の廃止

◎平成17年1月1日時点で65歳以上であった方へ

老年者非課税措置廃止にかかる
経過措置がなくなります

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行する中で、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。

このことによる急激な税負担を軽減するために、平成18年度には税額の3分の2、平成19年度には税額の3分の1が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

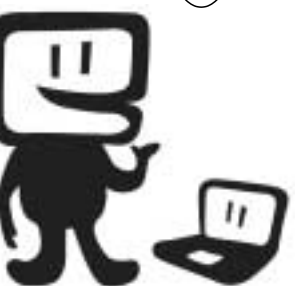
平成17年1月1日時点で65歳以上であった方



◆◆◆ 住民税の老年者非課税措置廃止の経過 ◆◆◆

平成17年度	合計所得金額125万円以下の方	→	非課税
平成18年度	老年者非課税措置の廃止 ※経過措置として	→	課税は1/3
平成19年度	老年者非課税措置の廃止 ※経過措置として	→	課税は2/3
平成20年度	経過措置の廃止	→	全額課税

e-Taxで確定申告



◆ ホームページから簡単に申告できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、e-Tax（インターネット）の申告データが作成でき、作成したデータを当コーナーから直接電子申告できるようになりました（公的個人認証サービスに基づく電子証明書）を利用する場
合に限ります。



◆ 最高額5,000円の税額控除制度が設けられました

また、電子申告により平成19年分または平成20年分の所得税の確定申告書を提出する際、「本人の電子署名および電子証明書を付して」、各年の翌年3月15日までに電子申告をした場合には、一定の要件の下、平成19年または平成20年（いずれか1回のみ）の所得税額から5,000円（その年分の所得税額が限度）が控除されます。

なお、税理士等の署名のみで電子申告をする場合には、この規定の適用はありません。

* 電子証明書の取得方法

お住まいの市区町村の窓口で電子証明書の発行を受けることができます。手続きには、住民基本台帳カード、本人を確認できる写真付の公的証明書（例・写真付の住民基本台帳カード、運転免許証等）が必要となります。また、500円の発行手数料が必要となります。発行された電子証明書は、住民基本台帳カードの中に格納されます。一度発行した電子証明書は3年間使用することができます。

* 電子証明書を利用するには

インターネットに接続できるパソコンとICカードの読取装置を準備する必要があります。

※ e-Taxによる申告方法に関する問い合わせは近江八幡税務署（☎3141）までお願いします。